

第63号議案

蒲郡市公共駐車場条例の一部改正について

蒲郡市公共駐車場条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成25年9月4日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市公共駐車場条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

蒲郡北駅前公共駐車場及び蒲郡南駅前広場公共駐車場利用者の利便増進を図るため提案する。

蒲郡市公共駐車場条例の一部を改正する条例

蒲郡市公共駐車場条例（昭和50年蒲郡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「別表第1のとおり」を「終日」に改める。

第4条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第5条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第6条第1項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

名称	区分	使用料
蒲郡北駅前公共駐車場 蒲郡南駅前広場公共駐車場	1回	入場後30分までは無料とし、以後30分までごとに100円とする。ただし、24時間までごとに1,000円をもって上限とする。
三谷駅南公共駐車場	1回	300円
蒲郡駅南公共駐車場	1回	400円

備考

- 1 三谷駅南公共駐車場及び蒲郡駅南公共駐車場において、午後7時から翌日の午前6時までの間に入場し、かつ、退場した場合は、無料とする。なお、当該翌日の午前6時を経過しての継続利用にあつては、当該翌日分の使用料（1回分）を納付するものとし、以後引き続く場合も同様に加算納付するものとする。
- 2 三谷駅南公共駐車場及び蒲郡駅南公共駐車場において、毎週日曜日及び1月1日から同月3日までの間は、終日無料とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とし、別表第4を別表第3とする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。